

里地里山の絶滅危惧する種の言及

日本生態学会自然保護専門委員会委員長
筑波大学人間総合科学研究所教授
吉田正人

絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律 (種の保存法) 改正に対する意見書

日本生態学会自然保護専門委員会 2013年3月15日



1. 種の保存法の指定種の指定期間を短縮する権限を環境大臣に指定を具申する権限を設置すべき

2. 沿岸・海洋の絶滅危惧種の保全施策の推進 沿岸・海域(河口、砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁)に絶滅危惧種が集中。海域の野生生物種のドデータベース作成を見直し、レッギング、水産庁と、種指定を推進すべき

絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律 (種の保存法) 改正に対する意見書

日本生態学会自然保護専門委員会 2013年3月15日



3. 里地里山の絶滅危惧種の保全施策の推進 絶滅危惧種の進多くが、里地の遷移の進行、中山間地から農業的手撤などに起因。規制的産法のみならず、農林水産省による対策を法制度に組み込む

4. 絶滅危惧種の調査研究・モニタリング体制の充実・国としての調査研究・モニタリング体制を充実させるべき

里地里山の絶滅危惧種の保全と回復

3. 陸上・陸水の野生生物種の危機要因は、開発、捕獲採取のみならず、草地・雜木林などに起因するものも多い。現行の種の保存法は、中山間地から農業的規制シードを種の撤退による保全に依存するが、英國のスチュワード措置をとる手法による保全度に位置づける。里山の絶滅危惧種には、林業法による保全法を策定する画を保護計画と位置づける。また、里地の保全度もべきである。里山の絶滅危惧種には、水田、ため池、林地、雜木林など、希少植物種を中心に、生態系の保全に重点を置く。このように、里地の生態系を保護するためには、保全度を考慮した保全法を策定する必要がある。
- （日本生態学会自然保護専門委員会 2013年3月5日）

1.里地里山の絶滅危惧種の種指定 をすすめるために

<問題点>

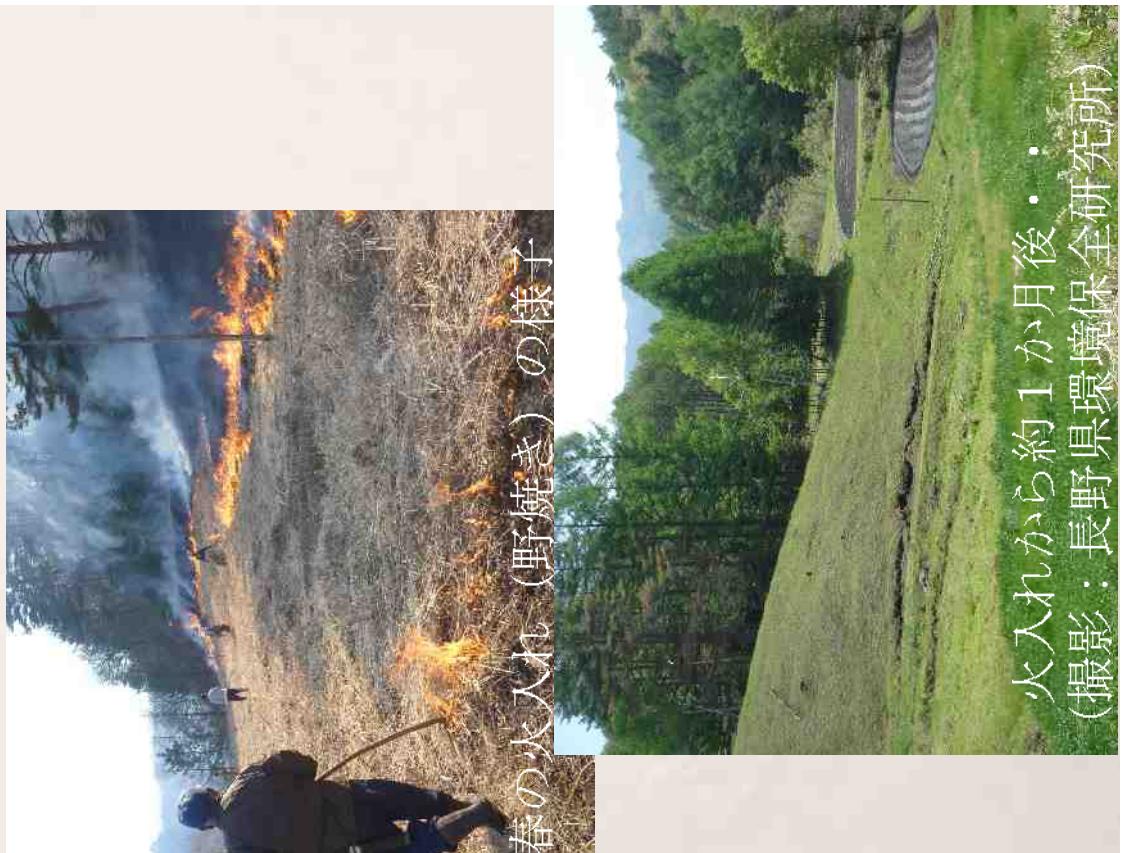
- * 「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する法律(環境省2012)」によれば、鳥類、二次検査と虫類等の絶滅危惧種は、農耕地、二次草地などの中里山に生息するものが多い。
- * 絶滅危惧要因としては、森林伐採、捕獲採取に次いで、昆蟲では管理放棄、植物では遷移進行が続いている。
- * しかし、国内希少野生動植物の指定を受けると、第9条(捕獲採取)、第12条(譲渡)規制がかかるため、里地里山の絶滅危惧種には適用しにくい。

2.里地里山の絶滅危惧種の生息生育地 を保全するために

<問題点>

- * 里地里山は、農林水産業の生業の場であり、土地に対する規制がかかる。生息地保護区は、地権者の同意を得にくく、生息地等保護区の指定にあたり、希少種の名前を冠した生息地指定が行われ、かえって乱獲・盗掘を招く懸念がある。
- * 里地里山の生息環境には、複数の絶滅危惧種が生息する。一種に限らず、等級保護区指定によりも、同じ生息環境に生息する動植物種群に焦点をあてて保全するほうが効果的。
- * 里地里山の生息環境は、伝統的な土地利用によって維持されるべきだ。規制的手法よりも、伝統的土地利用を奨励することが必要。

事例1・長野県木曽町開田高原の 半自然草地管理とチヤマダグラセシリ



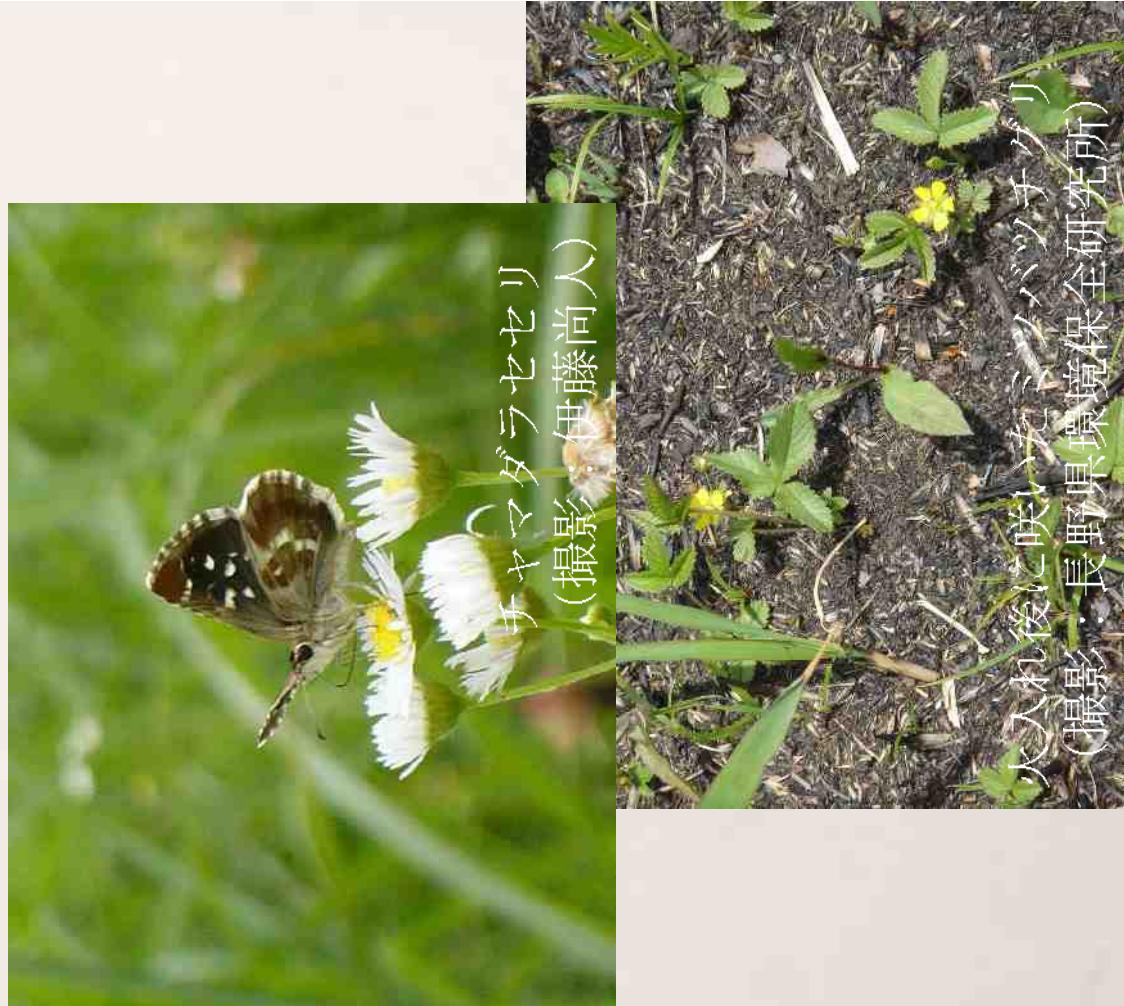
* 長野県木曽町開田高原は、かつて木曽馬の産地として知られ、採草地や放牧地として、伝統的な草地管理（火入れ・草刈り）によつて維持されてきた。

* 典型的な草地管理は、春の火入れ、秋の草刈りを行い、翌年は放置して草を生長させるというサイクルであった。

* しかし牧畜の衰退、人口減少・高齢化により、こうした草地管理はほとんど行われなくなっている。

火入れから約1か月後
(撮影：長野県環境保全研究所)

事例1・長野県木曽町開田高原の 半自然草地とチャママダラセセリ



チャママダラセセリ
(撮影：伊藤尚人)



火入れ後に咲いたトトロバツチグリ
(撮影：長野県環境保全研究所)

* わざかに伝統的草地管理が行われる、複数のバッタなどの多様性も高いている。数の絶滅危惧種が生息するミツバチの幼虫入りは、チャママダラセセリの食草である。

* 長野県は昨年この一部を、希少野生動植物条例に基づき、希少性等保護区分に指定した。チャママダラセセリの生息地であるこのある種については公表していない。

事例1・長野県木曽町開田高原の 半自然草地とチマダラセセリ

* 里地里山の絶滅危惧種は、捕獲保全規制も必要だが、生息地保全管理への奨励措置によって回復を図ることが併せて必要



チマダラセセリ
(撮影：伊藤尚人)

* 特定の生物種に注目するよりも、半自然草地の環境全体を保全が復の対象として指定するほうが効果的



(撮影：長野県環境保全研究所)

* 半自然草地は、火入れ・採草という集落の共同作業で維持されてきたので、伝統的草地のものへの奨励措置（直接支払い等）の支援が求められる

1.里地里山の絶滅危惧種の種指定 をすすめるために

<提言1>

- * 第4条ほかを改正し、(仮称)第2種国内希少野生動植物種というカテゴリーを新たに設ける
- * 第2種国内希少野生動植物種には、里地里山の動植物など、捕獲採取規制よりも、生息、生育地の保全によつて、個体群の回復が期待される動植物を指定する
- * 第2種国内希少野生動植物種には、第9条(捕獲採取)、第12条(譲渡)の規制は適用せず、第36条の生息地等保護区設定の対象とする

2.里地里山の絶滅危惧種の生息生育地 を保全するためには

<提言2>

- * 第36条を改正し「その個体の生息地又は生育地」などの表現を「その動植物種又は動植物種群の生息地又は生育地」に改める
- * 第36条に基づく「生息地等保護区」とは別に、土地所有者、保全管理者等の申請に基づき、期限を定めて環境大臣が認定する「(仮称) 認定生息地等保護区」の制度を新設する
- * 「認定生息地等保護区」は、原則として監視地区とするが、土地所有者が希望する場合は、管理地区、立ち入り制限地区を設けることを妨げない
- * 申請者は、土地所有者、専門家、自治体、地方環境事務所等と相談し、「保護回復事業計画」を立案する。環境大臣は、土地所有者等が、保護回復事業の資金的援助を得られるよう、制度の充実に努めるものとする

3. 里地里山の絶滅危惧種の保全・回復 計画をすすめるために

<問題点>

- * 里地里山の絶滅危惧種の保護回復には、個体の保護増殖よりも、生息地の維持管理に重点をおいた計画の策定が求められる（「保護増殖事業計画」という名称より、「保護回復事業計画」という名称がふさわしい）
- * 地方自治体や民間団体が、「認定保護増殖事業」を策定し、国の認定・認定を受けた制度があるが、現状では、国が「保護増殖事業計画」を策定していない場合、地方自治体や民間団体は確認・認定を受けることができない

事例2. 英国の環境スチュワードシップ (Environmental Stewardship)制度

- * 英国の環境スチュワードシップ制度は、田園景観の維持を目的とした田園スチュワードシップ(CS)と環境脆弱地域(ESA)に対する助成制度を統合したもの
- * 入門レベルスチュワードシップ(ELS)、有機入門レベルスチュワードシップ(OELS)と上級レベルスチュワードシップ(HLS)に分けられ、取組の難易度に応じた直接支払いが行われている
- * 直接支払いの金額は、ELSで4500円/ha, HLSで10000円/ha。予算は20-45億円規模(西尾他 2013)

事例3. カナダの生息地ステュワードシップ制度 (Habitat Stewardship Program)

- * カナダ絶滅危惧種法(SARA: Species at Risk Act)の下で、2000年に開始された回復計画(Recovery Plan)に基づく、絶滅危惧種の生息地保全計画
- * 2000-2015年の間に、2400種以上の絶滅危惧種保全に、127億円が注ぎ込まれた。毎年100万人以上の人々が、20万haの生息地保全に携わっている
- * ブリティッシュコロンビア州の南部オカナガン・シミルカミーン保全計画は、両生・爬虫類を含む13種の絶滅危惧種、8種の準絶滅危惧種。20種の危急種を保全している (藤岡 2004)

3.里地里山の絶滅危惧種の保全・回復 計画をすすめるために

<提言3>

- * 第45条の「保護増殖事業計画」を「保護回復事業計画」と改める。

* 第46-48条の「認定保護増殖事業等」を「認定保護回復事業計画」と改め、土地所有者、民間団体、地方自治体等が、自らに計画を策定し、環境大臣の確認・認定を受けるよう（国が「保護回復事業計画」を作成前であっても「認定保護回復事業計画」の確認・認定を妨げない）。

* 環境大臣は、「認定保護回復事業計画」を策定した、土地所有者、全管理者に対する、多面的機能支払い・環境保全型直接支援等の資金的援助が受けられるよう配慮する。

4. 里地里山の絶滅危惧種の保全のため 関係法令との連携を図る

<問題点>

- * 環境影響評価法：配慮書段階で絶滅危惧種の生息地を回避しても、生息地を保護しなければ、別の開発で破壊されてしまうおそれがある
- * 環境影響評価法：環境保全措置として、絶滅危惧種が生息する里地里山の維持管理が行われることになつても、事業者が永遠に維持管理を続けられる訳ではない
- * 租税特別措置法等：個人または法人の所有地を、生息地等を保護するため、土地を地方自治体等に譲渡する場合の譲渡所得税の軽減措置はあります。また土地の寄贈には軽減措置はない。また、税制優遇措置を行いう際、税制優遇措置を受けられる団体が限定されている。

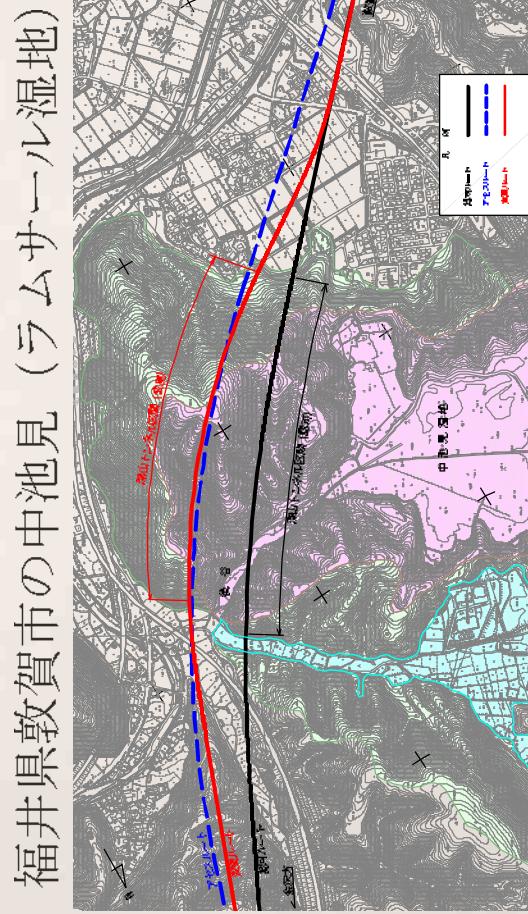
事例4. 福井県中池見湿地（ラムサール湿地）と北陸新幹線のルート変更

* 2002年 北陸新幹線の環境影響評価書（中池見区間）においては専門家の意見を聞き、進めるよ

* 2012年6月 鉄道運輸機構は、中池見湿地にルートを近づけて運輸大臣に認可申請

* 2012年7月 中池見湿地、ラムサール湿地に登録

* 2015年5月 環境事後調査委員会の結果を受けた再調査で、ルート変更（しかし工事完了で終了？）



北陸新幹線（中池見湿地）のルート変更

4.里地里山の絶滅危惧種の保全のため 関係法令との連携を図る

<提案4>

- * 環境影響評価法：環境大臣は、環境影響評価の過程で、開発の影晌を回避した重な生息地を、生息地等保護区に指定するよう努めるものとする。また環境保全措置として、土地所有者等による生息地の維持管理が行われる場合は、認定生息地等保護区として認定し、支援に努める。
- * 税特別措置法：個人または法人の所有地が、生息地等保護区に指定されたため、地方自治体に寄贈される場合の譲渡所得の軽減措置を、生息地等保護区全体に広げる。土地の寄贈を受けた、維持管理を行う団体の範囲や税制優遇措置の拡大など、税制との連携を強化する。

ご聴聽ありがとうございました

* 参考文献

- * 環境省 (2012) 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書
 - * 西尾健健他 (2013) 英国 の農業環境政策と生物多様性. 筑波書房
 - * 藤岡敬史 (2004) カナダにおける生息地スチュワードシップの事例
 - * Uchida, K. et al. (2016) Threatened herbivorous insects maintained by long-term traditional management practices in semi-natural grasslands. Agriculture, Ecosystems and Environment 221, pp. 156-162.
- ## * 連絡先
- * 吉田正人 yoshida_masahito@heritage.tsukuba.ac.jp